

円借款供与条件表
(平成29年4月1日以降に事前通報を行う案件に適用)

所得階層	一人当たりGNI	条件	適用金利	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置期間 (年)	調達条件		
LDCうち貧困国 ^(注1)					0.01	40	10	アンタイド		
LDC 又は 貧困国 (US\$ 1,025以下)		STEP ^(注2: 以下同じ)	固定金利	基準	0.10	40	12	タイド		
		ハイスペック ^(注3: 以下同じ)	固定金利	基準	0.25	30	10	アンタイド		
				オプション1	0.20	25	7			
				オプション2	0.15	20	6			
		優先条件 ^(注4: 以下同じ)	変動金利 ^(注5: 以下同じ)	長期オプション	¥LIBOR+35bp	40	12	アンタイド		
				基準	¥LIBOR+25bp	30	10			
				オプション1	¥LIBOR+20bp	25	7			
			固定金利	オプション2	¥LIBOR+15bp	20	6			
				オプション3	¥LIBOR+10bp	15	5			
				基準	0.60	30	10			
			一般条件	変動金利	オプション1	¥LIBOR+45bp	40		12	アンタイド
					基準	¥LIBOR+35bp	30		10	
					オプション1	¥LIBOR+30bp	25		7	
		固定金利		オプション2	¥LIBOR+25bp	20	6			
				オプション3	¥LIBOR+20bp	15	5			
				基準	0.70	30	10			
低中所得国	US\$ 1,026 以上 US\$ 4,035 以下	STEP	固定金利	基準	0.10	40	12	タイド		
		ハイスペック	固定金利	基準	0.50	30	10	アンタイド		
				オプション1	0.45	25	7			
				オプション2	0.40	20	6			
		優先条件	変動金利	長期オプション	¥LIBOR+85bp	40	12	アンタイド		
				基準	¥LIBOR+65bp	30	10			
				オプション1	¥LIBOR+55bp	25	7			
			固定金利	オプション2	¥LIBOR+45bp	20	6			
				オプション3	¥LIBOR+35bp	15	5			
				基準	1.00	30	10			
		一般条件	変動金利	オプション1	¥LIBOR+105bp	40	12	アンタイド		
				基準	¥LIBOR+85bp	30	10			
				オプション1	¥LIBOR+75bp	25	7			
			固定金利	オプション2	¥LIBOR+65bp	20	6			
				オプション3	¥LIBOR+55bp	15	5			
				基準	1.20	30	10			
中進国以上	US\$ 4,036 以上 US\$ 12,475 以下	ハイスペック	固定金利	基準	0.70	30	10	アンタイド		
				オプション1	0.65	25	7			
				オプション2	0.60	20	6			
		優先条件	変動金利	長期オプション	¥LIBOR+105bp	40	12	アンタイド		
				基準	¥LIBOR+85bp	30	10			
				オプション1	¥LIBOR+75bp	25	7			
			固定金利	オプション2	¥LIBOR+65bp	20	6			
				オプション3	¥LIBOR+55bp	15	5			
				基準	1.20	30	10			
		一般条件	変動金利	オプション1	¥LIBOR+125bp	40	12	アンタイド		
				基準	¥LIBOR+105bp	30	10			
				オプション1	¥LIBOR+95bp	25	7			
			固定金利	オプション2	¥LIBOR+85bp	20	6			
				オプション3	¥LIBOR+75bp	15	5			
				基準	1.40	30	10			
		コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。						
プログラム借款オプション		協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。								
<p>(注1) LDCうち貧困国は、分野にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用。LDCうち貧困国から上位の所得階層に移行する際は、直ちに適用金利を変更せず、3年間の移行期間を設定。</p> <p>(注2) STEP(本邦技術活用条件)は、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。LDCはSTEPの適用対象外。</p> <p>(注3) ハイスペック借款は、「質の高いインフラ」を推進すると特に認められるプロジェクト借款案件に適用(適用に当たっては具体的な案件毎に検討。)</p> <p>(注4) 優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野、防災分野及び人材育成分野。</p> <p>(注5) 円LIBOR(6か月物)部分のみ変動し、スプレッドは固定するFixed Spread Loanを適用。変動金利の下限金利は0.1%とする。</p> <p>(注6) 災害復旧分野(災害復旧スタンダード・バイ借款を含む)は、所得階層にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用。災害復旧スタンダード・バイ借款は、外貨返済型円借款が適用可能な償還期間(据置期間)である、20年(6年)、15年(5年)も選択可能とする。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IMFのプログラムが順調に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更することができる。 ・ 一般条件及び優先条件の固定金利については、市場実勢を踏まえ、変動金利と等価の金利水準となるよう、定期的に見直すものとする。 ・ 中進国以上には固定金利も選択可能であるが、原則変動金利を適用するものとする。 										